

神奈川県で特別高圧電力を受電する 県内中小企業(製造業・倉庫業)に支援金を交付します！

【令和7年7月～9月分の申請を開始します】

支援対象者

神奈川県で特別高圧を受電する

- ◆製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(単独事業所)
- ◆製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居し、その電力を使用して費用負担している製造業工場又は倉庫である中小企業事業所等(店子事業所)
- ◇みなし大企業等を除く
- ◇国及び神奈川県や他の地方公共団体が行う、本支援金と同期間かつ同一事業所に対する電気料金の補助を申請及び受給していない
- ◇特別高圧により受電しているかわからない場合は、電力会社や施設管理者等に確認してください

【特別高圧電力とは】

契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上のもの

交付額

対象期間において、特別高圧で受電した月間電力使用量に、次の単価を乗じた額

対象期間	単価（1kWhあたり）
令和7年7月、9月	1.0円
令和7年8月	1.2円

* 特別高圧で受電する製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居している場合は、子メーター等により電力使用量を確認してください

申請方法と申請期間

【申請方法】神奈川県電子申請システムによる申請

【申請期間】

対象期間	申請期間
令和7年7月～9月分（7期）	令和7年10月14日(火)～令和7年12月12日(金)

支援対象、申請の手続きや必要書類など
詳細は、県ホームページをご確認ください

※令和6年8～10月分、令和7年1～3月分（6期）までに交付済の場合は、今回（7期）の申請で省略できる書類があります。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html



商業施設やオフィスビル等に入居する事業者にも支援を予定しています。
詳細は、専用ホームページにて公開します。

お問合せ先

神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課
(中小製造業等特別高圧受電者支援金担当)

【電話番号】045-210-5558 【受付時間】平日9時～17時（土・日・祝日を除く）